平成26年11月26日

第68回 遠野市農業委員会総会議事録

遠 野 市 農 業 委 員 会

第68回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成26年11月26日

告 示 番 号 遠野市農業委員会告示第9号

会議年月日 平成26年11月17日

会議の場所 遠野市役所とぴあ庁舎大会議室

出席委員 別紙のとおり 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職員

事務局長 河野和浩

事務局次長兼

農地係長 村上和男

副主幹兼

農業振興係長 多 田 清 美

本日の案件 第68回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり

開会時刻 午後14時30分

【開会】

議

長

ただいまより第68回農業委員会総会を始めます。開会に先立ち遠野市農業委員会憲章の朗読を行います。ご起立をお願いします。

先唱を16番、佐々木収一委員にお願いします。

(「遠野市農業委員会憲章」 朗唱により記載省略)

着席願います。

【会議成立宣言】

議 長

本日の出席委員数は27名であります。定足数に達しておりますので直ちに第68回遠野市農業委員会総会を開会します。

6番菊池次男委員、27番君崎敬孝委員から欠席する旨の届け出がありましたのでこれ を許可致しましたので報告します。なお、12番多田和敏委員、13番綱木秀治委員はまだ 出席しておりません。

【事務事業経過報告】

議

長

日程の前に、事務事業経過報告を、事務局長をして説明いたさせます。

事務局長

はい、議長。事務事業経過について報告いたします。

(以下「遠野市農業委員会事務事業経過報告」説明により記載省略)

【報告事項】

議

長

次に、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定に関わる届出案件を専決処分した ので事務局長をして報告いたさせます。

事務局長

はい。議長。それでは報告第1号についてご説明いたします。

(以下「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」説明により記載省略)

議長

ただいまの報告について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め質疑を終結します。

次に報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について事務局から報告いた させます。

農地係長

はい、議長。続きまして報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知でございます。合意解約の通知でございます。

2番、借人 ●●町 ●●●●。貸人 ●●町 ●●●。●●町1筆1,595平方メートル。賃貸借の一部解約です。

3番、借人 ●●町 ●●●●。貸人 ●●町 ●●●。●●町1筆4,561平方メートル。賃貸借の全部解約です。

以上について何ら問題なく合意解約が成立したことを確認しております。以上でございます。

議 長

ただいまの報告に関し質疑ありませんか。

16番委員

はい、16番佐々木です。2番と3番の賃貸料、2番は一部解約になっているけれども一反五畝で玄米600kgで、3番は四反五畝で150kg。この差は理解出来かねますがどのよ

うなお考えですか。

農地係長

はい、議長。お答えいたします。この賃料についての玄米の部分でございますが、2番については一部の解約という形になっておりまして年600kgの玄米の量につきましては、全部の面積においての原契約のものを記入させていただいております。ですから、この1,595平方メートルが解除になったことにより減る場合については双方合意の上で賃料が減るという形になりますので、ご了承を頂きたいと思います。

議 長

よろしいですか。他には。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結致します。次に報告第3号遠野市農業委員会農地原状変更に関する取扱要綱5条による届出について事務局から報告致させます。

農地係長

はい、議長。報告第3号についてご説明致します。遠野市農業委員会農地原状変更に関する取扱要綱第5条による届出についてでございます。遠野市農業委員会現状変更に関する取扱要綱第5条の規定により農地原状変更届出書を受理いたしましたので、同要綱第6条の規定により報告するものでございます。

1番、届出者 ●●町 ●●●●。●●町1筆862平方メートル。土壌改良の為50cmのかさ上げを平成●年●月●日から平成●年●月●日まで実施するものでございます。施工につきましては●●●●に委託をされております。

2番、1番と同一人でございます。●●町1筆991平方メートル。こちらにつきましては土壌改良の為40cmのかさ上げを平成●年●月●日から平成●年●月●日までに実施するものでございます。施行につきましては●●●●に委託されております。以上2件につきましてはそれぞれ委託者が実施する土木工事の発生土を利用することになっております。また、届出書受理日に事務局職員が現地確認を行っております。場所につきましては、●●●●●●●●●●●●●という形になります。以上、よろしくお願い致します。

議 長

ただいまの報告に関し質疑ありませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め質疑を終結します。次に報告第4号農地専門委員会で議論した事項について農地専門委員長から報告があります。

9 番 委 員

はい、議長。9番昆野です。それでは、報告第4号農地専門委員会に組した事項についてご報告いたします。平成26年11月20日に開催しました、平成26年度第4回農地専門委員会で協議した内容につきまして、遠野市農業委員会会議規則第33条の2の規定に基づき本総会に報告するものです。協議の内容は、遠野市長より求められている遠野農業振興地域整備計画変更案に係る意見の判断について検討したもので、農地専門委員会としては市長より示された変更計画案が妥当と判断しました。以上、農地専門委員会の報告と致します。

議長

ただいまの報告に関し、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め質疑を終結し、農地専門委員会からの報告と致します。農地専門委員会の皆様、大変ご苦労様でございました。ありがとうございました。

【議事日程】

議 長 それでは、議案審議に入ります。

【日程第1】

議 長

日程第1についてお諮りいたします。議事録署名人、並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により、議事録署名 人に17番菊池昇委員、18番太田代良市委員、会議書記に、事務局村上和男君を指名いた します。

次に、農地法等に関わる議案総括表の説明を事務局に致させます。

農地係長

はい、議長。議案総括表について議案書5ページ、6ページになります。 (以下、「第68回遠野市農業委員会総会提出議案総括表」により説明記載省略)

【日程第2】

議 長

日程第2、議案第60号農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてを上程致します。議案の朗読を省略し、直ちに内容の説明を致しますのでご了承願います。事務局より説明致させます。

農地係長

はい、議長。議案第60号農地法第3条第1項の規定による所有権の移転許可申請に対する可否決定についてでございます。

1番、●●町4筆7,639平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●町

●●●●。生前贈与です。

2番、●●町1筆1,438平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●町

●●●●。売買です。

3番、●●町2筆1,750平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●町

●●●●・●●市 ●●●●・●●市 ●●●●。贈与です。

4番、●●町3筆3,997平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●町

●●●●。生前一括贈与です。

5番、●●町5筆4,584平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●町

●●●●。生前一括贈与です。

1番、譲渡人は後継者に一部の農地を贈与するものです。

2番、譲受人は規模拡大の為要請し譲り受けるものです。

3番、譲渡人は父・叔父・叔母で持ち分全てを後継者に譲り渡すものです。

4番・5番につきましてはそれぞれ譲渡人は後継者に生前一括贈与するものです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えられます。以上、ご審議をお願い致します。

議長

ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認結果及び補足の説明を求めます。 なお、同居する親子間の所有権移転については現地確認結果の説明を省略致します。で は、●●町担当委員お願いします。

14番委員

はい、14番菊池です。2番の案件ですけれども、譲受人は●●町なわけですけれど も、今度買い受ける畑のそばに親戚の家がございましてその家を今管理していると。そ のため毎月頻繁にそこに通っているということで、そこに農地が欲しいということで規 模拡大という明確な理由があったので何ら問題ないことを確認しました。以上です。

議 長 ありがとうございました。以上で現地確認結果及び補足の説明が終了しました。質疑 に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり) 議 長 それでは質疑なしと認め質疑を終結致します。お諮り致します、議案第60号は原案の 通り「可」とすることにご異議ございませんか。 (「なし」の声あり) ご異議なしと認めます。よって議案第60号は原案の通り可と決しました。 議 長 【日程第3】 日程第3、議案第61号農用地利用集積計画の決定についてを上程致します。事務局よ 議 長 り説明致させます。 はい、議長。議案第61号農用地利用集積計画について。今回は4件の計画の提出がご 農業振興係 ざいました。 長 1番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●町 ●●●●。●●町合計4筆8, 167平方メートル。新規です。契約期間は5年、飼料用作物 の作付をするということでの賃貸借権設定でございますが、本件につきましては今回は 担い手の方が変わってございます。以前から利用権の設定をしているものでございま す。 2番、利用権の設定を受ける者、●●●●。利用権を設定する者、●●町 (●。●●町1筆3,648平方メートル。新規10年。■■■■との利用権の設定となります。 3番、利用権の設定を受ける者、●●●●。利用権を設定する者、●●町 (●。●●町合計2筆5,944平方メートル。新規10年。■■■■との利用権の設定となりま す。 4番、利用権の設定を受ける者、●●●●。利用権を設定する者、●●町 ●●● ●。●●町合計9筆17,403平方メートル。新規10年。■■■■との利用権の設定となり いずれも利用権の設定として可とするものと思います。以上ご審議よろしくお願いし ます。 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 議 長 議 長 質疑がないようですので、質疑なしと認め質疑を終結致します。お諮り致します、議 案第61号は原案の通り「可」とすることにご異議ございませんか。 (「なし」の声あり) ご異議なしと認めます。よって議案第61号は原案の通り可と決しました。 議 長 【日程第4】 議 日程第4、議案第62号農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定についてを上 程致します。事務局に説明を致させます。 農業振興係 はい、議長。議案第62号農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について。 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、計画の作成について 長 意見を求められているものでございます。利用権の各筆の明細についてご説明致しま す。 1番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●● ●。●●町合計3筆7,787平方メートル。新規10年で■■■■との賃借権の設定となりま

> 2番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●● ●。●●町合計5筆10,933平方メートル。新規10年間で■■■■との賃借権の設定で

す。

3番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●●

- ●。●●町合計3筆8,440平方メートル。新規10年間で■■■■との賃借権の設定です。 4番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●●
- ●。●●町合計9筆22,908平方メートル。新規10年間で■■■■との賃借権の設定となります。以上、ご審議よろしくお願いします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1 番 委 員 はい、1番阿部です。参考のためにお聞きしたいんですが、賃借料は大体9,000円前後 この場合は管理機構との協議で決まったものなのか、それとも条件でそういう金額になっているのか教えてください。

議 長 はい、事務局。

議長よろしいですか。他にございませんか。

2 番 委 員 はい、2番山崎です。今年の米価というのは一俵4千円を切ったということで、そういう感じからすると賃借料1a当たり9千円台というのは非常に高いという話もあるし、これは出し手が9,600円で公社に貸してまた担い手に9,600円で貸しているということなんでしょうけど、出す方にしてみればいいんだろうけど借りる方にしてみれば、今年は赤字で概算金を貰っても返ってくるものが無いという話も聞いています。個人で貸し借りをしている所は大体5千円を切っている部分が多いということですけれども、今後米がどうなってくるか分かりませんのでその辺のことも考えて、出し手あるいは借りる方で据え置きで出していかなければならないのかなと考えております。以上です。

事務局長 はい、議長。答えになるかどうかわかりませんが、今年の米価の価格を見ると引き下げられておりまして、ここ何年かは続くんじゃないかなと想定されます。この賃料の関係、あくまでも中に機構は入りますけれども貸手・借手双方の合意で決めるもので、賃料については参考として地域ごとに公表されているものがあるわけなんですけれども、それは参考という形にはなるんですがやはり中でも議論しているのは、この状況が何年か続くようなことであれば賃料についても状況を踏まえながら検討はしなければならないのかなという話は出ています。

議 長 いずれ米価下落前の設定については双方にそういう余地はあるのかなと思います。他 にございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 それでは質疑なしと認めます。お諮り致します、議案第62号は原案の通り「可」とすることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議

長| ご異議なしと認めます。よって議案第62号は原案の通り可と決しました。

【日程第5】

議 長 日程第5、議案第63号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定に ついてを上程致します。事務局に説明致させます。

農地係長 はい、議長。議案第63号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定 についてでございます。

1番、●●町台帳面積合計3筆で2,216平方メートル。実測値で2,977.36平方メートルの内1,977.57平方メートル。申請人、●●町 ●●●●。土壌改良の為の、1年間の一時転用でございます。申請人は所有する水田の湿田解消を目的に●●川掘削工事での発生土利用し、土壌改良を行うため一時転用をするものです。申請地は農振農用地区域内の農地で原則不許可ですが、3年以内の一時的な使用であり事業終了後速やかに原状回復が見込まれることから転用に問題はないと考えます。以上、ご審議をお願い致します。

議 長 説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認結果及び補 足の説明を求めます。●●町担当委員お願いします。

2 番 委 員 はい、2番山崎です。所在地ですけれども、■■■■■■■■■■■■■は掛けて工事をやっていまして、道路になる予定なんですけれども、農地が道路より下になってしまいここが非常に湿田が多くて、工事発生土を利用して道路より高くしたいということでこれは何ら影響がないという事で確認をしてまいりました。以上です。

議 長 ありがとうございました。以上で現地確認結果及び補足の説明を終了し、質疑に入ります。質疑ございませんか。

14番委員 はい。

議 長 14番委員どうぞ。

14番 委 員 14番菊池です。田の実測で2,977ある内の一部ということですけれども、どのような理 由で一部なんでしょうか。

議 長 事務局説明願います。

農地係長 大変失礼致しました。説明漏れの部分がございました。この1,977.57平米以外につきましては道路用地として買収された部分でございますので道路になるという形になります。よろしくお願い致します。

議 長 よろしいですか。他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 それでは質疑なしと認め質疑を終結します。お諮り致します、議案第63号は原案の通り「可」とすることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長| ご異議なしと認めます。よって議案第63号は原案の通り可と決しました。

【日程第6】

日程第6、議案第64号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを上程致します。事務局の説明を求めます。

農地係長

はい、議長。議案第64号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてでございます。

1番、●●町3筆。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●。駐車場の売買です。

2番、●●町1筆1,595平方メートル。譲受人、●●●●。譲渡人、●●●●。駐車場の売買です。

3番、●●町2筆51平方メートル。借受人、●●●●。貸出人、●●町 ●●●●。 仮設通路の一時転用の使用貸借です。

4番、●●町3筆2,421平方メートル。譲受人、●●県●●市 ●●●●。譲渡人、● ●市 ●●●●。駐車場の売買です。

5番、●●町8筆5,093平方メートル。借受人、●●町 ●●●●。貸出人、●●町

●●●●。

6番、●●町1筆1,256平方メートル。借受人、●●町 ●●●●。貸出人、●●町

●●●●。5番・6番につきましては砂利採取の一時転用の賃貸借です。

7番、●●町1筆125平方メートル。借受人、●●町 ●●●●。貸出人、●●町 ●

●●●。農家住宅の使用貸借です。

8番、●●町1筆2,299平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●市 ●●●●。駐車場の売買です。

1番、譲受人は■■■■■■■■■■■■■■■に対応するため事業用大型車両・大型トラック・従業員の車両駐車場を整備するものです。申請地は特定都市改良事業等を実施していない農地であり、第2種農地と判断致しました。第2種農地は原則不許可ですが、申請に係る土地の代替性が無いことから転用に問題はないものと考えます。

3番、借受人は■■■■~■■■線災害復旧工事を請け負ったので、工事用仮設道路 迂回路を設置するものです。申請地は、特定土地改良事業等を実施していない農地であ り、第2種農地と判断致しました。第2種農地は原則不許可ですが、申請に係る土地の 代替性が無いこと、また3年以内の一時的な使用であり事業終了後速やかに原状回復が 見込まれることから転用に問題はないものと考えます。

4番、譲受人は■■■■■■■■■■■■■■■■に対応するため隣接する土地に駐車場を整備するものです。雨水は既存の施設内水路に流入させることになっております。申請地は街区の宅地化が40%を超える区域の農地であるため第3種農地と判断致しました。第3種農地の転用は許可し得ることから転用に問題はないものと考えます。

5番・6番、借受人は砂利採取の為一時転用するものです。採取に伴う雨水の処理は、自然浸透であり保安距離の確保・文鎮・騒音防止等についても砂利採取法に本地区最終計画認可申請の手続きを行っております。申請地は農振農用地区域内の農地で、原則不許可ですが、一時的な使用であり事業終了後速やかに原状回復が見込まれることから転用に問題はないものと考えます。

7番、借受人は現住宅が老朽化したので農家住宅を建築するものです。生活雑排水は 浄化槽で処理し、雨水排水は浸透枡を設置し処理することとなっております。申請地は 10ha以上の農地であり第1種農地と判断致しました。第1種農地は原則不許可ですが住 宅等で集落に接続して設置するもので、転用に問題はないものと考えます。

議 長

ただいまの説明に関連して、町ごとに担当委員から現地確認結果及び補足の説明を求めます。まずは●●町担当委員お願いします。

9 番 委 員

はい、議長。9番昆野です。それでは1番と2番の現地確認結果についてご説明致します。1番・2番とも地域担当農業委員と事務局でそれぞれ現地確認をしたところでございます。1番については、■■■■の隣接に当たる農地であるわけでございまして、現在は棚田になって休耕している状態にありまして、ここを駐車場にしたとしても他の農地に影響を与えることは無いと判断したところでございます。2番についても、■■■の隣接地になりまして駐車場に転用した場合でも他の農地に影響を与えるような場所ではないと判断して来ました。以上です。

議 長

続きまして、●●町ですが私の方からご説明致します。確認当日、新田委員が出席できませんでしたので私が確認して参りました。先ほど事務局が説明した通りでございますが、■■■●■■線ちょうど■■■・■■■の裏にあるカーブの部分なんですが、河川に対して擁壁が組んであるんですが内側が陥没して土が見えている状態でそこの修理になるんですけれども、左側が狭い所なんですが道幅が狭い為に仮設の道路を作るということで許可相当だと確認をして参りました。以上でございます。次に●●町担当委員お願いします。

7 番 委 員

7番白岩です。4番の件ですが、場所的には■■■■■■■■■■■■■■■の裏側の遊休農地、やなぎ等が入っている場所ということになります。■■■■■■■■の駐車場ということで続きになります。何ら問題はないということで確認をして参りました。

議長

続きまして、●●町担当委員お願いします。

2 番 委 員

はい、2番山崎です。11月17日に●●の担当委員と事務局で確認して参りました。5番・6番は場所的に同じ所で、5番につきましては田となっておりますけれども現況は草地になっておりました。6番も畑で草地ということでここは■■■に隣接する土地でありまして、この辺については井戸を使っている人達から無いということで確認して参りました。それから7番についての農家住宅ですけれども、やはりこの方は5、6年前に申請されましてその時にお父さんが病気になったということで取り消しがあったんですけれども、今は体調も良くなったということで再度申請し前回同様何ら問題がないことを確認して参りました。以上です。

議 長

次に宮守町担当委員お願いします。

18番委員

はい、18番太田代です。8番は■■■■と言えば分かると思いますが、そのすぐ道路向かいの場所でございます。道路にも接していますし、月に1回■■があるんですけれどもその時には渋滞するという状況ですので、駐車場設置は当たり前と言えば当たり前かなと。許可相当かと見て参りました。以上です。

議長

ありがとうございました。以上で現地確認結果及び補足の説明を終了し、質疑に入ります。質疑ございませんか。

10番委員

はい、10番佐々木です。4番について詳しく説明を求めたいと思うんですけれども、 内容としてましてはこの■■がもともと今もこちらに■■■があって駐車場が欲しいと いうことなんでしょうか。また、備考欄の内容についてどういう意味か分からないので 詳しく教えていただきたいと思います。"40%を超える"という部分です。お願いしま す。

議長

はい、事務局。

農地係長

お答えいたします。4番の事業でございますが、■■■■■で事業を行っている店舗名につきましては■■■■■■■になります。■■■■■■■の現在裏側に駐車場はございますけれども、そこから連続する用地につきまして駐車場を拡幅しようというものでございます。また、備考欄"街区の宅地化が40%を超える"という部分でござ

いますが、案件としまして最近の提出が少ないと思いますが、農地区分1種、農振地域から1種・2種・3種ということでご説明を申し上げております。よく3種で出てきている部分につきましては、都市計画区域内の用途区域というものが出てきています。何故3種の農地に該当をするのかという部分の説明書きの部分でございまして、この部分については街区の宅地化が40%を超えるという、そのブロック中での扱いで3種農地という区分をさせて頂いたというものでございます。同様の部分がございまして、追加説明の様な形になりますが8番の■■■が譲り受けようとする土地につきましては、2種類埋設の4メートル沿道且つ500メートル以内に2種類以上の公共用施設がある場合については3種農地と区分をすることが出来るということで、こちら農地区分についての表示という形です。農地区分を3種とさせて頂いた根拠という形でお示しをさせて頂いております。よろしくお願い致します。

10番委員 すみません。

議 長 はい、どうぞ。

10番委員 勉強不足で申し訳ないんですけれども、街区の40%というのはその計算はどういった 部分を当てて"街区"と見なすのかなと。あそこの場所って思うと、国道沿いは確かに 街区になっているんですけど、■■■■■■■■■の裏っていうのは水田が結構あるわけで、ここの際まで40%を超えるから第3種という出し方が難しい部分で、お願いします。

農地係長 はい、議長。

議長はい、事務局。

農地係長 はい、お答えを致します。街区の捉え方というものがございます。この部分については、道路で四方を囲まれている内側というような形で考えて頂くとよろしいかと思います。例えば何地割 "何番"という括りがあって、その中に8筆あると1番~8番まであるとかそういう土地の部分がございます。その括られている中で、農地として残っていたのがこの部分しか無かったという事があります。ですからそういったブロックの中の全体面積と残っている面積、宅地化の状況を比較して40%以上という数字を出している

長

議

ものでございます。

よろしいですか。

10番委員 はい、わかりました。

議 長 なかなか、理解し辛い部分があるかもしれませんがよろしいですか。他にございませんか。

29番委員 29番菊池です。差支え無かったら、4番の土地価格を教えてください。

議 長 はい、事務局。

農地係長 はい、すぐ分かる数字につきましてですが、1坪3.3平方メートル当たり61円という部分がございます。

議 長 今調べてみます。

農地係長 申し訳ありません、ただいま事業費総額の記載しか現在捉えることが出来ませんが、 事業費全体で3,700万円になってございます。すみませんが、用地分の抽出が出来ない状態でございます。3,700万円につきましては工事まで含めた金額で提出をされてございま す。申し訳ございませんが、現在持ってきている資料では土地価格が分かる物がござい ませんでしたので、追って個別にお知らせをさせて頂ければと思います。ご了承をお願 い致します。

議 長 今の質問に対しては現在土地価格というのを確定出来ない、書類が無かったということなんで後で確認してということですがよろしいですか。

29番委員 はい。

議 長 他にございませんか。よろしいですか。それでは質疑なしと認め、質疑を終結致しま す。お諮り致します、議案第64号は原案の通り「可」とすることにご異議ございません か。

(「なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第64号は原案の通り可と決しました。

【日程第7】

議 長 日程第7、議案第65号農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを上程致します。事務局に説明致させます。

農 地 係 長 はい、議長。議案第65号農地法の適用外証明願に対する可否決定についてでございます。

1番、●●町1筆257平方メートル。申請人、●●町 ●●●●。申請地の利用状況につきましては、昭和●年に物置を建築しておりますが、それ以前から住宅敷地として利用し現在に至っております。手続きを怠っていた理由につきましては、農地法の手続きを知らなかった為ということでございます。以上、ご審議をよろしくお願い致します。

議 長 説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認結果及び補 足の説明を求めます。●●町担当委員お願いします。

22番 委員 22番齋藤です。17日に農業委員2名と事務局2名の4名で現地確認をしました。内容につきましては、今事務局から説明があった通りで何ら問題は無いと確認して参りました。以上です。

議 長 ありがとうございました。以上、現地確認調査の結果及び終了し質疑に入ります。質 疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します、議案第65号は原案の通り 「可」とすることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第65号は原案の通り可と決しました。

【日程第8】

議 長 日程第8、議案第66号遠野農業振興地域整備計画変更案に対する意見決定についてを 上程致します。事務局に説明致させます。

農地係長 はい、議長。議案第66号遠野農業振興地域整備計画変更案に対する意見決定についてでございます。農業振興地域整備計画の見直しは概ね5年ごとに行われますが、経済事 情の変化・その他情勢の推移により定期見直しまで待つことの出来ない緊急性・必要性があると認められる場合に限り、随時変更見直しが出来ることとなっています。この手続きに当たって、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、農業委員会等の関係機関に計画変更案に対する意見照会を行い、変更計画案について意見を求めることと定められております。この度、平成26年11月10日付で遠野市長から遠野農業振興地域整備計画変更案の意見聴取があったので変更計画案について農地専門委員会で協議し、協議の結果につきましては委員長報告の通りでございます。農用地区域からの除外は3件でございます。

1番、事業計画者、●●町 ●●●●。土地の所在につきましては、●●町1筆348平 方メートルでございます。

2番、事業計画者、●●市 ●●●●。土地の所在は、●●町1筆700平方メートルでございます。農家住宅の建築でございます。

3番、事業計画者、●●町 ●●●●。土地の所在につきましては、●●町1筆818平 方メートル。農家住宅の建築の為でございます。この案件につきましては、別件で第68 回遠野市農業委員会総会議案第66号資料として別冊でお配りをしております。

1番につきましては●●●●ということです。●●●となります。

2番、●●●●●につきましては●●●●●の隣接というような土地でございます。

3番の●●●●●の土地につきましては、●●●●の●●・●●からの隣接地という形でございます。

1番の事業計画者は子供の成長に伴い両親と同居する現住宅が手狭になったため、新たに住宅を建築するものです。事業計画者は夫婦共働きの為、日中に子供たちの面倒をみてもらう必要があるため現在の住宅の周辺で一般住宅を建築するため、農用地区域からの除外を申請されたものです。除外後につきましては、防風林で囲まれた第2種農地であり、農地転用は原則不許可ですが、申請に係る土地の代替性が無いことから許可出来るものと考えます。なお、申請地は事業計画者及び施工業者の双方から宅地であると誤認し、すでに事業に着手しております。未申請の着手は誤認によるもので悪質性が無いと判断されることから追認の手続きとするものでございます。こちらの理由につきましては、別冊1の9ページにおきまして遠野市長宛てに事業者である■■■■からの経緯等につきまして記入がございます。こちらについえは写しでございます。建築業者については■■■■■■■■■でございます。

続きまして2番でございます。事業計画者は現在■■市で暮らしておりますが、将来農業後継者となるため祖父と父が住む本市へ転居することを決めました。家族は4人の為、祖父が所有する住宅は事業計画者の家族が同居するにあたり十分な広さを確保出来ないことから、農業を学びながら生活できる場所として祖父の自宅周辺に農家住宅を建築するため農用地区域からの除外を申請されたものです。除外後は、10ha以上の集団の農地で第1種農地であり農地転用は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものとして例外的に許可出来るものと考えます。

議 長 本件につきましては、農地専門委員会で検討頂き先ほど農地専門委員長の報告がありました。ただちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 それでは質疑なしと認め質疑を終結致します。お諮り致します、議案第66号は「可」

とすることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって議案第66号は原案の通り可と決しました。 次に協議第1号全国農業新聞、家族経営協定及び農業者年金の加入推進についてを協 議致します。事務局より説明致させます。

農業振興係 長

はい、議長。資料は名前入りの封筒の中に入ってございます。協議第1号全国農業新 聞、家族経営協定及び農業者年金の加入推進についてということで1枚物の資料が入っ ているかと思います。この加入推進につきましては、先の総会において全国農業新聞・ 家族経営協定・農業者年金各々目標を立たれて取り組むということを徹底してございま す。全国農業新聞においては、31件の目標。家族経営協定についても31件の目標。農業 者年金については9件ということで、農業委員目標1点もしくは地区ごとに1点を目標 に取り組むという事になってございます。現在の取り組み状況はご覧の通りとなってご ざいます。ここから何とか目標に達するように皆さん努力をお願いしたいと思います。 ご協力をお願い致します。用紙につきましては、事務局の方にございますので、必要な 分を事務局に言って取り寄せていただけたらなと思います。ただ、説明の時に用紙等は 配布しておりますのでご確認をお願いしたいと思います。そして全国農業新聞において は見本として1部入ってございます。あと農業者年金につきましては、別物の冊子がご ざいます。これを活用して、皆さん加入の促進に充てて頂けたらなと思います。なお、 農業者年金につきましては11月28日の市の農林水産振興大会においてもチラシ等を設置 して普及活動を図るということを取り組もうとしてございますので、是非よろしくお願 い致します。

事務局長

議長。

議長

はい、事務局。

事務局長

若干補足をさせていただきます。全国農業新聞・家族経営協定・農業者年金今年度は目標を持って推進しようと取り組みを始めまして、今年度は農業委員選挙もあることから12月を目標にとしたわけでございます。それでご覧の通り目標にはほど遠い様な数値でございます。ただ、12月で締めるというわけではございません。何とか年内中を目標にしながら、あと1ヶ月あるかないかという所でございますけれども、年が明ければ皆さん忙しくなると思います。ただ年末に差し掛かってきますから、"大変だ""忙しい"という感じを受けるかもしれませんが、何とかここは一つ年間の目標達成に向けて推進すると共に年内中に達成出来なかった場合、年明けや選挙まで頑張るということであればそれでよろしいです。ですので、是非目標を達成するような形で加入推進をしていきたいということでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長

休憩します。

~休憩~

議長

再開します。それでは、家族経営協定の議長であります菊池孝委員さんの方からお話がありますので、お願いします。

29番委員

29番菊池でございます。今日皆さんに渡している新聞の中に、遠野市農業委員会が載ってございます。全国版で、家族経営協定の特集が岩手県だということで、たまたま私の方に取材がありまして一応実態を申し上げたりしたんですが、やはり家族経営協定の推進委員会では、各委員1件を推進しましょうということで会議の中では決定しております。先ほどから言っておりますように、今年の推進は12月いっぱいで決めようという目標で動いていただいておりますので、是非1件の推進をお願いしたい。調印式をやる

という場合には、年を越さないで12月中にやってしまおうかという話もございます。そういう面から見ますと、今から頑張っていただかないとなかなか行かないのかなと思いますが、是非春先の事業計画の総会で満場一致で決めているわけでございますから、農業新聞・家族経営協定・農業者年金これらについては協力していきたいものだと思っております。なんとか12月いっぱいこの3つが達成されるように、私も頑張りますが皆さんで頑張っていきたいものだなと思っておりますので、よろしくお願い致します。以上です。

議 長

ただいま事務局あるいは家族経営協定議長から説明がございましたので、これについてみなさんから質疑ご意見等々お伺いしたいと思います。どなたかございませんか。先ほど議長からもお話した通り、年度始めの総会の方ですでに決定している事項でございます。やはりこれについては、いずれ目標に向かって進んでいくということ以外に何もないのではと思います。期間が年内いっぱいという予定でありますけれども、出来る限り年内いっぱいに済ませて、年明けになりますと選挙等も関わってきますので、短期間で濃い活動をして結果を出していきたいと思っておりますので、皆さんご理解とご協力をお願いしたいなと思います。何か皆さんの方からございましたら。家族経営協定それから新聞については一人1ということでございまして、農業者年金については各地区1ということの確認はしているはずでございますので、各地区ごとに十分な作戦を立てていただきたいと思います。何かございませんか。

それでは、質疑がないようですので質疑を終結致します。協議第1号全国農業新聞、家族経営協定及び農業者年金加入推進については原案の通りとすることに致します。 その他に入ります。季島の集まんからご提案等ございましたら何か。よろしいです。

その他に入ります。委員の皆さんからご提案等ございましたら何か。よろしいですか。事務局の方から。

農業振興係 長 封筒の中に、活動記録カードの提出状況これの資料が後ろの方にあったかと思います。全体の名簿の提出状況が記載してございます。5名の方々は4月分から出ておりません。よろしくお願いします。裏面に記載例がありますのでこれを参考に記入して頂ければなと思います。11月7日に農業委員大会があったわけですけれども、このアンケート用紙を今日お持ちの方は私の所まで届けていただきたいと思います。ブロック研修が12月9日にございます。出欠の方がまだ若干名確認出来ておりませんので、報告をお願いします。

議長はい、事務局長。

事務局長

私の方から、その他というところで3点ほどお話させていただければと思います。ま ず最初は、前回の総会の際に農地中間管理機構と農業委員の役割ということでご質問が 出された分でございます。これにつきまして今日は資料をお持ちしました。これは上閉 伊地域の農業委員研修会の際に、農業公社の佐々木課長が講師だったわけなんですけれ ども、講師の方がお持ちになられた資料でございます。これの中に、ざっとではありま すけれども農地中間管理事業の仕組みから農地中間管理機構の業務の内容、農業委員の 役割ということが所々出てきております。13ページ、16ページそして17ページに主に出 てきているわけなんですけれども、それらを参考にお配り致しましたし、あとは7月の 64回総会の際に今度は1枚物の農地中間管理事業における農業委員の役割について、こ れは資料の写しをそのまま封筒に入れてございます。これらの中で書いておりますけれ ども、改めて見て頂きますと、あくまでも農業委員さんの役割と申しますと、パンフレ ットの方にも書いておりますが、"農地を耕作してほしい" "そろそろ農業から引退した い"というような農地の出し手の掘り起し、そしてその方にも"農地中間管理機構とい うものがありますよ"と活用を促していただければと。そしてこれを機構の方に登録し なければ受け手に流れませんので、"是非機構の方に登録してください"とこれも掘り起 しになります。あとは、"中間管理事業を使いたい"とこういった場合に農地の受け手と 出し手を結びつけるための相談に乗って頂きたいという部分でございますし、賃料を決 める際はあくまでも当人同士でございますので、農業委員さんには5月にお配りした業 務報告書の中に賃料の地区ごとの価格を書いたものを載せてありますので、それらはあ

くまで参考の分で、農地の出し手・受け手の方々が相談に来られた場合にはご紹介していただいて、具体的な部分までは本人同士で決めて頂くということにして、事業の協力金等そういった話になった場合は農地集積アドバイザー・担い手支援アドバイザーが要請に応じて行っていろいろとお話を聞いたりしますし、具体的な申請になりましたら農業委員会事務局の担当の方にご相談していただければなというところで、そういった役割というものをお願い出来ればと思うところでございます。これが1点目でございます。

2点目でございますが、これはお願いでございます。農業者の方から、空きハウスが無いかというお問い合わせがよくあります。農業委員さんの方で空きハウスの状況を把握しているかと思い、空きハウスを持っている方をご存じでしたら事務局の方に情報提供をしていただければなと思います。これは期限等はありませんので、もし地元の農家を回ったときにそういった情報が入ったら、差支えなければ事務局の方にご報告していただければなということでございます。

3つめは、農業経営基盤に関する基本的な構想の冊子を入れております。これは9月の総会の際に議案として意見を求めてご承認を頂いた部分でございますが、それと同じ物でございますけれども、それで決定したということで正式な物を参考に配布をしておりますので、業務の際の参考にしていただければと思います。よろしくお願いします。以上でございます。

議 長 ただいまの説明で聞きたいことありましたらどうぞ。

10番委員 ハウスの情報なんですけれど、ハウスを買い取りたいのか空いている場所に作付したいのかどちらでも良いということなんでしょうか。

事務局長 それはどちらでも。貸し借りや売買等すべて含めて情報をいただければなと思います。

議 長 他にございませんか。それでは無いようでしたら、以上を持ちまして第68回農業委員 会総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(午後16時00分 閉会)

署名

遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。

平成26年 月 日

遠野市農業委員17番

同 18番_____

遠野市農業委員会会長

[]	<u>'</u>		